

舞鶴市債券運用指針

- 1 この指針は、舞鶴市公金管理運用基準に基づく債権の運用について、必要な事項を定める。
- 2 債券の運用に当たっては、安全性の確保、流動性の確保及び収益性のバランスに配慮した運用を行うものとする。
 - (1) 安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、購入する債券は、安全性の高い債券の中から、運用年限を考慮して選定する。
 - (2) 運用期間の上限は20年とし、基金の資金計画や経済情勢等を考慮する。
 - (3) 債券の購入は、原則として、その償還期限まで保有することを前提とする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中売却をすることができるものとする。
 - (ア) 資金の安全性を確保するために必要な場合
 - (イ) 流動性を確保するために必要な場合
 - (ウ) 安全性を確保しつつ、収益性向上のために金融商品の入れ替えを行う場合
 - (エ) 債券の売却により発生する売却益（経過利息含む）が、当該債券の売却日から満期日までに受ける予定の利息総額（償還差益含む）より多い場合
- 3 債券を適正に管理するため、債券ごとに次の事項のうち、確定した事項を記録し、保管するものとする。
 - (1) 債券の名称
 - (2) 利率及び運用利回り
 - (3) 購入日、購入価格、経過利息及び額面価格
 - (4) 運用期間及び満期日又は売却日
 - (5) 償還価格又は売却価格
 - (6) 利払日及び受取利息額
 - (7) 購入先金融機関等名
 - (8) 債券売却益
 - (9) 売却理由

附 則

この指針は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 7 月 1 日改正)

この指針は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。